

無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書

無電柱化は、地域住民の生活環境の改善はもとより、道路の防災性能の向上や安全で快適な通行空間の確保、さらには良好な景観の形成や観光振興等の観点から極めて重要である。

しかしながら、我が国における無電柱化は、欧米やアジア諸国に比べても大きく遅れており、防災対策、交通安全、地域経済の健全な発展からも、国が積極的に整備に係る予算を確保するとともに、総合的、計画的かつ迅速に無電柱化を進めていく必要がある。

本市においても、国土交通省の支援による「くらしのみちゾーン」により快適な道路空間を形成する取組みを行うなど、安全・安心のまちとしての魅力をより一層高めていくため、無電柱化を積極的に進めているところであるが、狭隘な道路も数多く残っており、電柱の倒壊による避難・救援・救助等への影響や通学児童の交通事故、車いすやベビーカーが通行する際の危険性などから、無電柱化に対する地域の要望は極めて強いものとなっている。

このようなことから、国におかれては、無電柱化の推進に係る基本理念や責務、計画の策定等を定めた法整備を早急に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

(平成28年6月24日 可決)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
国土交通大臣

あて

石川県野々市市議会